



令和 6 年度

社会教育調査の手引

[体育施設調査用(民間体育施設)]

目 次

I 調査の概要	1
II 政府統計オンライン調査システムの概要	3
III 調査票の提出について	3
IV 調査票の作成について	4
V 政府統計オンライン調査システムの利用方法	11
VI よくある質問集	27
VII 調査票	33
令和 6 年度社会教育調査 問合せ先	35

はじめに

社会教育調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する事項を明らかにすることを目的として文部科学省が約 3 年ごとに実施している調査です。調査の結果は生涯学習・社会教育の基盤整備のための種々の施策を講じる上での貴重な資料となることはもとより、社会教育関係者を始め、広く一般に活用されております。

本調査の趣旨を御理解いただき、調査の実施に御協力くださいますようお願い申し上げます。



I 調査の概要

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施するものです。

1 調査の目的

この調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的としています。

2 基幹統計調査

基幹統計調査とは、国が実施する重要な調査で、統計法により次のように定められています。

- (1) 調査票の報告を求められた者（報告義務者）は、必ず、調査票に所定の事項を入力（記入）し、定められた方法で報告しなければなりません。報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には罰則の適用を受けることがあります。
- (2) 調査票は原則として「統計の作成」以外に使用しません。文部科学省、都道府県及び市町村の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはできません。

3 調査の範囲

調査の範囲は、一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設を対象とします。

民間が設置したスポーツ施設については、日本標準産業分類の生活関連サービス業、娯楽業（スポーツ施設提供業、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ）及び教育、学習支援業（スポーツ・健康教授業）に該当する施設を対象とします。

令和3年度調査より、民間事業所等を対象とする各種統計の母集団の情報を整備するために総務省が行っている経済センサス等により作成された事業所母集団データベースより選定しました。

※事業所母集団データベースにより選定したため、対象施設を所有していない事業所へも調査票が送られることがあります。（よくある質問集 問20、21、22 参照）

■経済センサスにおける事業所とは

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

1 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

2 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※会社、店舗、工場、事務所、営業所、スーパー、医院、学校、旅館、寺院などのように固定的な場所で事業を行っている場合は、その場所が事業所になります。

※個人タクシーなどにより事業を行う場所が定まっていない場合や、下請加工、個人教授、著述家などで自宅の一部で事業を営んでいるような場合は、自宅が事業所になります。

※登記上の所在地と実際に事業を行っている所在地が異なる場合、実際に事業を行っている場所が事業所になります。

経済センサス基礎調査より抜粋

※青少年教育施設等、体育施設調査以外で社会教育調査の対象となる施設に附帯する体育施設は対象外とします。

※民間の設置する体育施設のうち、企業の職員の福利・厚生用の施設は除きます。

4 調査の期日

調査の期日は、令和6年10月1日現在とします。ただし、事業実施状況等については、令和5年度間（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間。以下同じ。）とします。

5 報告義務者

- (1) 独立行政法人立の体育施設の長
- (2) 私立の体育施設の長

6 調査結果の利用

この調査の結果は、次のように利用されます。

- (1) 社会教育行政上必要な施策の検討・立案及び法案検討のための基礎資料
- (2) 教育委員会における利用
- (3) 各種行政資料
- (4) 大学等における学術研究のための基礎資料

7 調査結果の公表

この調査の結果は、「社会教育統計中間報告（社会教育調査の結果中間報告）」及び「社会教育統計（社会教育調査報告）」として、文部科学省のホームページにおいて公表します。

◎ 本年度調査の変更点

- ・「体育施設の種類コード表」を変更（ローラースポーツ場、スポーツクライミング場追加）
- ・報告書冊子の取りやめ

【体育施設調査の用語「施設」について】

本調査における「施設」には、①報告義務者である事業所としての「施設」と、②「①の施設」が保有（運営）する各施設の種類ごとに箇所数等を回答する「施設」とで、用語の意味が異なりますので、設問をよくお読みの上御回答ください。

II 政府統計オンライン調査システムの概要

調査票は、「政府統計オンライン調査システム」を利用して作成し、文部科学省又は教育委員会の定める期日までに回答データを送信することにより提出してください。

なお、本システムを利用した提出が困難な場合は、配布した調査票（紙）を提出してください。

1 政府統計オンライン調査システムによる調査票の作成・提出について

(1) 政府統計オンライン調査システムの概要

本調査システムは、政府が行う統計調査について、インターネットを利用して調査に回答することができるシステムです。「調査対象者 ID」「パスワード」による認証機能及び送受信の自動暗号化機能によるセキュリティ対策を施しています。

(2) 政府統計オンライン調査システム利用のメリット

- ①調査事務作業の合理化：紙の調査票への転記や郵送作業が不要です。
- ②入力漏れや誤入力の自動チェック：自動審査機能により、入力漏れや誤入力を防ぎます。
- ③調査票提出後の教育委員会からの確認や修正依頼の減：システムの自動審査による入力漏れや誤入力の減により、調査票提出後の教育委員会からの問合せや修正依頼が減ります。

(3) 政府統計オンライン調査システムの稼働日

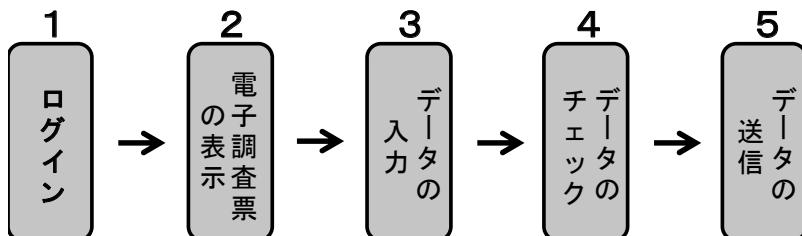
令和6年10月1日（火）より、システムでの入力が可能となります。

なお、土・日・祝日についても、終日利用することができますが、システムのメンテナンスを行っている場合は利用できないことがあります。

III 調査票の提出について

1 政府統計オンライン調査システムによる調査票の提出方法

政府統計オンライン調査システムによる調査票提出の流れは下記のとおりです。詳しくは「V 政府統計オンライン調査システムの利用方法」を御参照ください。



2 提出期日及び提出先

(1) 独立行政法人立の体育施設

提出期日：令和6年11月20日（水）

提出先：政府統計オンライン調査システムで回答データを送信してください。

紙の調査票を提出する場合は文部科学省に郵送してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局「社会教育調査」担当 宛

(2) 私立の体育施設

提出期日：調査票等を配布した教育委員会の定める期日

提出先：政府統計オンライン調査システムで回答データを送信してください。

紙の調査票を提出する場合は、調査票等を配布した教育委員会に記入した調査票2部を提出してください。

3 問合せ先

(1) 調査内容に関すること

- ①独立行政法人立の体育施設 …文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付専門調査係
- ②私立の体育施設 …調査票等を配布した教育委員会

(2) 政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）に関すること

問合せ先…オンライン調査ヘルプデスク

電話：050-3504-1560

電子メール：mext_onlinehelpdesk@imagination.co.jp

問合せ時間…土・日・祝日を除く 8:30～12:00、13:00～18:15

IV 調査票の作成について

- 1 施設の名称
2 施設の所在地
3 施設の長の氏名
4 取扱者氏名
- 政府統計オンライン調査システムの連絡先情報で登録した情報が入力されています。
誤りがある場合は修正してください。
紙の調査票の場合は楷書で正確に記入してください。

【回答する選択肢を選択する】

電子調査票：記入欄右の矢印にカーソルを当て、プルダウンから選択又はチェックボックスやラジオボタンをチェックしてください。

紙の調査票：該当する番号に○をつけてください。

5 設置者

該当する番号を選択してください。なお、「6 独立行政法人」、「7 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」、「8 会社」または「9 その他の法人」を選択した場合には（「10 任意団体」を選択した場合は、法人番号を持っていれば）、設置者の法人番号（13桁）を記入してください。

（設置者が6～11（公立以外）の場合は、調査項目6、7、9（2）～10、11（2）～12は回答不要です。）

（公立以外）

6 独立行政法人：独立行政法人通則法第2条第1項の規定による独立行政法人。

7 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人

8 会 社：会社法による会社法人。

9 その他の法人：6、7、8以外の法人。

10 任意団体

11 個人

⇒「6」～「9」を選択した場合（「10」を選択した場合は、法人番号を持っていれば記入）

設置者の法人番号（13桁）を記入

■独立行政法人通則法（抄）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

以下、回答する項目に関する説明を記載しています。民間体育施設が回答する設問項目は8、9（1）、11（1）のみです。

8 職員数

当該施設の職員として発令されている者について、次の区分ごとに男女別に入力してください。ただし、休職中・停職中の者、委託による清掃・警備・販売等に従事する者及びボランティアは除きます。

- 施設の長：その体育施設全体の長（責任者）（個々の施設種別の長（責任者）を指すものではない）。
- 指導系職員：専門職員、社会教育主事等の職名に限らず、主として直接当該施設が行う事業の指導に当たる者。
- その他の職員：事務職員、技術職員、労務職員等。

II

III

IV

- 専任：当該施設の常勤の職員として発令されている者。
 - 兼任：当該施設以外の常勤の職員で、当該施設において兼任発令されている者。
 - 非常勤：非常勤の職員として発令されている者。なお、常勤的に勤務しているパート職員を含む。
 - 指定管理者：指定管理者に指定された団体の職員。
- ※ 当該施設の業務に従事している者の人数を記入します。（常勤・非常勤を問いません。）

9 施設・設備の状況 ((2)、(3)、(4)は公立の施設のみ回答)

保有する施設の種類ごとに箇所数等を入力してください。

(保有しない施設については入力しないでください。)

記入する行が不足する場合は、紙の調査票を複数枚用いて記入してください。オンライン回答を行っている途中で行が足りなくなつた場合は、調査票提出時に独立行政法人立の施設は文部科学省に、それ以外の施設は教育委員会に御連絡ください。

(1) 施設の種類

① 施設の種類及び箇所数

「施設の種類」、「種類番号」及び「規模基準」については7~8ページの「体育施設の種類コード表」を御参照ください。

○ 「1 規模別に記入する施設」

「体育施設の種類コード表」の規模基準に基づき、該当する記入欄に施設の箇所数を記入してください。ただし、下線の施設については規模別ではないため「規模1」の欄に記入し、ゴルフ場については、ホール数に応じ「規模1」又は「規模2」のうち、該当する欄にコース数を記入してください。

◆ 該当する施設

- | | | |
|---------------|------------------|-------------|
| ・陸上競技場 | ・ <u>レジャープール</u> | ・庭球場（屋内・屋外） |
| ・野球場・ソフトボール場 | ・体育館 | ・弓道場 |
| ・球技場 | ・柔道場 | ・トレーニング場 |
| ・多目的運動広場 | ・剣道場 | ・ゴルフ場 |
| ・水泳プール（屋内・屋外） | ・柔剣道場 | ・キャンプ場 |

○ 「2 規模別に記入しない施設」

「体育施設の種類コード表」により「種類」及び「種類番号」の欄に該当する施設名、番号を記入してください。施設の箇所数については、施設の規模を問わず全て「規模1」に記入してください。

○ 「3 種類コード表に該当しない施設」

「体育施設の種類コード表」の「種類」には該当するが規模に満たない施設及び施設を所有していない場合は以下の回答を選択してください。

- 「該当する施設はあるが、規模を満たしていない」
- 「施設保有なし」

② 指導系職員の状況

「8 職員数」の「指導系職員」欄に計上した職員について、専任・兼任・非常勤を問わず、施設の種類ごとの配置状況を上記「◆該当する施設」についてのみ記入してください（レジャープール及びゴルフ場は除きます）。

○ 指導系職員のいる施設数

当該施設で、適時指導系職員によるスポーツの指導が行われている施設数を入力ください。

なお、複数の施設で指導を行う者がいる場合は、それぞれの施設を指導系職員のいる施設とします。また、「施設の種類及び箇所数」に立数又はコート面数を記入する弓道場、庭球場（屋内・屋外）については、指導系職員がいる場合の「指導系職員のいる施設数」は「1」とします。

○ 当該施設専属の者

当該施設の保有する1種類の施設のみで指導に当たる者を計上します。実人数となるので、「8 職員数」の「指導系職員」の合計を超えることはありません。

○ 複数施設を兼任する者

当該施設の保有する複数種の施設で指導を行う者について、指導を行っているそれぞれの施設の種類ごとに計上します。従って延べ人数となるので「8 職員数」の「指導系職員」の合計を超える場合があります。

③ 施設の開設状況（令和5年度間）

○ 夜間開設施設設数

通常 19 時～21 時に開放している施設数を入力してください。

水泳プール（屋外）等、期間を限定して開設する施設についても、当該開設期間において、19 時～21 時の時間帯に開放している場合は、施設数に計上してください。

また、「体育施設の種類コード表」の「2 規模別に記入しない施設」のうち、コート面数等を記入する庭球場等（同コード表「種類」欄に網掛けのある施設）で、夜間開放している場合の施設数は「1」とします。

○ 年間利用者数（単位：人）

次の施設についてのみ年間利用者の延べ人数を入力します。

◆ 該当する施設

- | | | |
|--------------|---------------|----------|
| ・陸上競技場 | ・多目的運動広場 | ・レジャープール |
| ・野球場・ソフトボール場 | ・水泳プール（屋内・屋外） | ・体育館 |

④ 施設・設備の有無

施設・設備について該当する番号を入力してください。なお、実際に使用している室等の名称が調査票に示すものと異なる場合は、その用途に該当する区分があれば「1 有」とします。

1 有 2 無

○ 外国人向け表示：施設の利用に当たって不自由がないように、案内板や説明等に、英語・中国語等の外国語が併記してあるもの。

- スロープ
- 障害者用トイレ
- エレベーター
- 簡易昇降機：階段の端に設置して、人が座ってあるいは車椅子ごと昇降できるもの。
- 点字による案内：施設の利用に当たって不自由がないように、案内板や説明、エレベーターや階段の手すり等に点字が併記してあるもの。
- 障害者浴室（共用含む）：障害者用浴室、あるいは障害者と健常者の両方に使用できる浴室。
- 障害者用駐車場

11 事業実施状況（令和5年度間） ((2)～(4)は公立の施設のみ回答)

(1) 各種事業

令和5年度間に当該施設が実施した事業について、次の区分ごとに入力してください。

なお、実施件数は開催回数や日数にかかわりなく、单一の事業として計画し、実施したものは1件として計上します。ただし、同じ内容のものでも異なる時期に実施したものはそれぞれ1件とします。（よくある質問集 問41、42 参照）

また、参加者数は、各々の事業の一番多かった回の参加者数を計上します。

○ 主 催：当該施設が独自で企画し、実施したもの。

○ 共 催：当該施設が他の機関・団体等と共同で実施したもの。ただし、後援名義等の単なる名義貸しのものは除く。

○ スポーツ教室：スポーツ活動に必要な知識や技能習得のために行う教室。

○ 指導者研修会、講習会等：スポーツ指導者の資質向上を目的とする事業。

○ スポーツ大会：スポーツの競技大会や親善試合などの交歓会の行事。

○ スポーツテスト会：体力又は運動能力を測定する事業。

○ スポーツ相談：健康や体力並びにスポーツの実施方法等に関する相談事業。施設や指導者などを紹介する事業を含む。

体育施設の種類コード表

(注) 「種類」欄で網掛けのある施設については、調査票の「夜間開設施設数」に該当する場合は、当該施設全体で1施設としてカウントし、全て「1」と記入します。

1 規模別に記入する施設

種類番号	種類	内容	規模基準		
			規模1	規模2	規模3
01	陸上競技場	主として、陸上競技を行うために作られた施設で1周200m以上のトラックを有するものの	1周400mのトラックを有するもの	1周201～399mのトラックを有するもの	1周200mのトラックを有するもの
02	野球場・ソフトボール場	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの	10,000m ² 以上	6,600～9,999m ²	6,599m ² 以下
03	球技場	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケーその他これに類する球技専用のもの	10,000m ² 以上	6,400～9,999m ²	6,399m ² 以下
04	多目的運動広場	土地面積が992m ² 以上のもので、必要に応じて各種スポーツが行えるもの	10,000m ² 以上	4,000～9,999m ²	992～3,999m ²
05	水泳プール（屋内）	水面積150m ² 以上のもの (プール数を記入する)	1,000m ² 以上	400～999m ²	150～399m ²
06	水泳プール（屋外）				
09	体育館	競技用床面積132m ² 以上のもので、必要に応じ各種スポーツが行えるもの。体操競技専用のものを除く。	1,300m ² 以上	660～1,299m ²	132～659m ²
10	柔道場	主として柔道専用のもの	128畳以上	40～127畠	39畠以下
11	剣道場	主として剣道専用のもの	200m ² 以上	67～199m ²	66m ² 以下
12	柔剣道場	主として柔道・剣道に使用されるもの	400m ² 以上	200～399m ²	199m ² 以下
35	ゴルフ場	9ホール以上あり、競技を行えるもの 規模別のコース数を記入 (ホール数ではない)	18ホール以上	9～17ホール	

2 規模別に記入しない施設：調査票の「規模1」欄に箇所数等を記入

種類番号	種類	内容	箇所数等の記入内容
07	レジャープール	流水プール、造波プールなどでレジャーとして使用されるもの	プール数を記入
08	ダイビングプール	主としてダイビングに使用されるもの	プール数を記入
13	空手・合気道場	主として空手・合気道専用のもの	箇所数を記入
14	バレー ボール 場（屋外）	屋外にあって規定のコートを有し、専らバレー ボールに使用されるもの 運動場の一部に区画を作り、バレー ボール専用に使用しているものも含む。また、屋上コートも該当する。	コート数を記入
15	庭球場（屋外）	屋外にあって規定のコートを有し、専らテニスに使用されるもの 運動場の一部に区画を作り、テニス専用に使用しているものも含む。また、屋上コートも該当する。	コート数を記入
16	庭球場（屋内）	屋内にあって規定のコートを有し、専らテニスに使用されるもの	コート数を記入
17	バスケット ボール 場（屋外）	屋外にあって規定のコートを有し、専らバスケット ボールに使用されるもの 運動場の一部に区画を作り、バスケット ボール専用に使用しているものも含む。屋上コートも該当する。	コート数を記入
18	すもう場（屋外）	規定の大きさの土俵を有するもの	土俵数を記入
19	すもう場（屋内）		
20	卓球場	主として卓球に使用されるもので、規定の卓球台を3台以上有するもの	卓球台数を記入
21	弓道場	弓道の試合（近的）が行えるもの	立数を記入

種類番号	種類	内容	箇所数等の記入内容
22	アーチェリー場	射場との距離が25m以上あるもの又は14ショット以上の射場のあるフィールドアーチェリー場	立数を記入
23	馬場	20m×60m以上の規模を有し、必要な設備があつて競技の行えるもの	箇所数を記入
24	アイススケート場（屋内）	滑走面積が300m ² 以上のもの	リンク数を記入
25	アイススケート場（屋外）	滑走面積が1,500m ² 以上のもの	リンク数を記入
26	ローラースポーツ場（屋外）	スケートボード、BMX、インラインスケート等車輪を有する用具を人力で動かして使用するスポーツ（ローラースポーツ）の使用を主な目的として整備した常設の施設	リンク数を記入
27	ローラースポーツ場（屋内）		
28	山の家（山小屋、避難小屋を含む）	都道府県・市(区) 町村・団体等が登山等のために指定しているもの	箇所数を記入
30	トレーニング場	屋内・屋外にあってウエイトトレーニング・サーキット・トレーニング等のための設備を有し、専らトレーニングに使用されるもの	箇所数を記入
31	レスリング場	固定したマットを有し、専らレスリングに使用されるもの	マット数を記入
32	ボクシング場	固定したリングを有し、ボクシングに使用されるもの	リング数を記入
33	ダンス場（ダンススタジオ）	主としてダンスに使用されるもの	箇所数を記入
34	射撃場（ライフル・けん銃・クレー）	ライフル、けん銃競技が行われるもの、又はクレー放出機器を備え、競技が行えるもの（光線銃を含む）	箇所数を記入
36	ゴルフ練習場	打席が10以上、打席からのまでの距離が20ヤード（約18.3m）以上あるもの	打席数を記入
37	ボウリング場	12レーン以上の規模を有するもの	レーン数を記入
38	漕艇場	艇庫を持ち、水路の巾が30m以上、長さが1,100m以上あり、競技の行えるもの	箇所数を記入
39	ゲートボール・クロッケー場	都道府県・市(区) 町村・団体等が指定しているもの	コート数を記入
40	スカッシュ・ラケットボール場	主としてスカッシュやラケットボールに使用されるもの	コート数を記入
41	ヨット場（マリーナ）	艇庫を持ち、競技の行えるもの	箇所数を記入
42	スキー・スノーボード場	ロープ塔・リフト・ゴンドラ・ジャンプ台のうち、いずれか1つ以上を有するもの	箇所数を記入
43	キャンプ場		箇所数を記入
44	ハイキングコース		箇所数を記入
45	サイクリングコース		箇所数を記入
47	ランニングコース		箇所数を記入
48	冒険遊具コース	フィールドアスレチックなど冒険遊具を組み合わせてコースとしているもの	箇所数を記入
49	海の家・海水浴場等の施設	都道府県・市(区) 町村・団体等が指定しているもの	箇所数を記入
50	スポーツクライミング場	高さ3m以上の常設ウォールを持ち、ボルダリング、スピード、リード競技もしくはそれら競技の練習ができる施設	箇所数を記入
51	スカイスポーツ施設（パラグライダー、ハングライダー等）	都道府県・市(区) 町村・団体等が指定しているもの	箇所数を記入
52	体操競技場	体操競技専用として施設・用具が常備されているもの。	箇所数を記入
53	その他	上記種類番号01～52以外のもの	箇所数を記入

3 種類コード表に該当しない施設

54	該当する施設はあるが、規模を満たしていない	1～52に該当する施設を保有しているが、規模を満たしていないもの	箇所数を記入
99	施設保有なし	社会教育施設としてのスポーツ施設を有していない場合	

V 政府統計オンライン調査システムの利用

* 利用環境

● パソコン環境

OS	ブラウザ
Windows 11 (※1)	Firefox 124 Google Chrome 123 Microsoft Edge 122
Windows 10 (※1)	Microsoft Edge 122
macOS 14.4	Safari 17

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

● スマートフォン・タブレット環境

OS	ブラウザ
Android 13	Google Chrome 122
iOS 17.4	Safari 17

- 「HTML 調査票」に限ります。Excel 調査票は、ご利用いただけません。
- 上記 OS 及びブラウザを利用した場合であっても端末によっては、一部動作に制約がある場合があります。その場合はパソコンからのご利用をお願いいたします。

通信環境 :

- パソコン ・ ブロードバンド環境を推奨します。
- スマートフォン・タブレット ・ 定額制サービス又は Wi-Fi 環境での利用を推奨します。

※ 電子調査票のファイルサイズは、統計調査によって異なりますが、1MB を超えるものもあります。
・通信状況の悪い環境下では、正しく動作しない場合があります。

推奨環境を満たしている場合にも関わらず、回答送信が行えない場合は、文部科学省ヘルプデスク（裏表紙参照）にお問い合わせください。

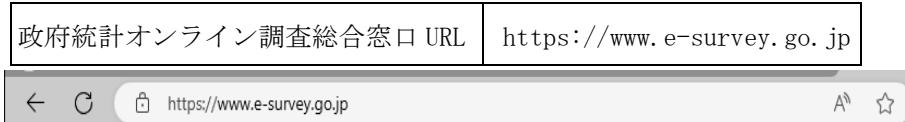
* 準備するもの

文部科学省または教育委員会から通知された調査対象者 ID 及びパスワード

政府統計コード	8KN8
調査対象者 ID	
パスワード	

* 政府統計オンライン調査システムへの接続

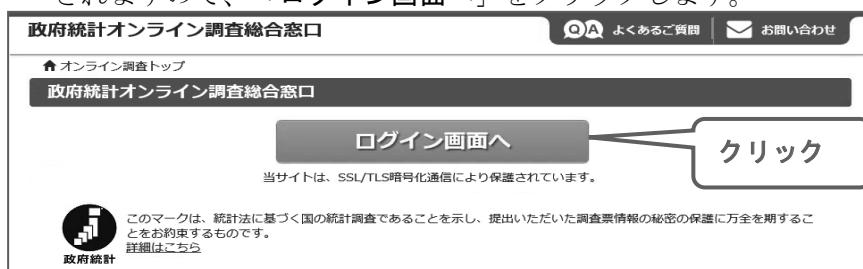
政府統計オンライン調査システムに接続するためには、インターネットに接続されているパソコンが必要です。パソコンのインターネットブラウザを起動してアドレス欄に以下の URL を入力し「Enter」キーを押すことによって接続することができます。



※ 次からの説明をよくお読みいただき、画面を参考に操作してください（操作画面イメージは、令和6年度運用時とは若干異なる可能性があります）。

1 ログイン

- (1) 本システム専用の URL (アドレス) をブラウザのアドレス欄に入力すると、下の画面が表示されますので、「ログイン画面へ」をクリックします。



- (2) ログイン画面が表示されます。「政府統計コード」に「**8KN8**」、「調査対象者 ID」及び「パ
スワード」には、文部科学省または教育委員会から通知された調査対象者 ID 及びパスワード
を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード 必須	<input type="text"/> □次回から入力省略 調査名から選択する場合はこちら ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。	① 「8KN8」と入力するか、調査名から「社会教育調査」を選択してください。
調査対象者ID 必須	<input type="text"/> □次回から入力省略	② 通知された ID 及びパスワードを入力してください。
パスワード 必須	<input type="text"/> □パスワードを表示する □ パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ	
<p>⚠ ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。 ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。 パスワード入力を 5 回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。</p>		
ログイン		③ クリック

- (3) パスワードの変更画面でパスワードの変更を行います。パスワードは必ず新しいものに変更する必要があります。①御自身で決めた新しいパスワードを入力して、②「**パスワード変更**」ボタンをクリックしてください。なお、変更後のパスワードは必ずメモを取り、紛失に十分注意してください。

また、ID やパスワードの入力を 5 回続けて間違えてしまうと、一時的に入力ができなくなります。そのような場合は、10 分程度お待ちいただいてから、再度、入力をお願いします。

変更したパスワード	
-----------	--

政府統計オンライン調査総合窓口

QA よくあるご質問 | お問い合わせ | ヘルプ | ログアウト

オンライン調査トップ > パスワードの変更

文科省からお知らせ等がある場合には、こちらに掲載しています。

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。
変更したパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード 必須	<input type="text"/> ① 新しいパスワードを入力	□ パスワードを表示する
新パスワード（確認用） 必須		② クリック
パスワード変更		

パスワード設定上の注意事項

新しいパスワードは、下記のパスワードポリシーに従ってください。

- ・半角英数記号 8 文字以上 32 文字以内
- ・英字、数字をそれぞれ 1 文字以上含む文字列
- ・使用可能な記号は /[]:;|=+*?<>
- ・推測されやすい単語等※は使用しない

※推測されやすい単語等とは、辞書に掲載されているような単語、個人名、地名、同じ文字の繰り返しやわかりやすい並びの文字列等を指します。

- (4) 連絡先情報の登録画面で、連絡先情報の登録を行います。
連絡先情報の各項目は、以下のとおり入力してください。
- 「施設名」：施設の名称（全角）
 「代表者名」：施設の長の氏名（全角）
 「担当者名」：調査担当者の氏名（全角）
 「電話番号」、「内線番号」：調査担当者の電話番号（半角）
 「メールアドレス」：調査担当者のメールアドレス（半角）

- (1) 辞書に載っているような一般的な英単語
 (2) 自分や家族の名前、生年月日、地名、ペットの名前
 (3) 同じ文字の繰り返しやわかりやすい並びの文字列

正しく入力されていることを確認した後、「登録」をクリックします。

連絡先情報の登録

① パスワードを変更しました。

連絡先情報

連絡先情報を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など窓口への連絡に使用します。
※メールの受信制限設定を行っている場合、「e-survey.go.jp」からのメールを受信可能な状態に設定して下さい。

施設名	必須	<input type="text"/>	《全半角60文字以内》
代表者名	必須	<input type="text"/>	《全半角60文字以内》
担当者名	必須	<input type="text"/>	《全半角60文字以内》
電話番号	必須	<input type="text"/>	《全半角60文字以内》
郵便番号	必須	<input type="text"/>	《全半角60文字以内》
住所	必須	<input type="text"/>	《全半角60文字以内》
メールアドレス	必須	<input type="text"/>	《半角60文字以内》

注：システム上は、全角半角どちらも入力可能ですが
(メールアドレスを除く)、処理の都合上、前ページ
の記載に従っていただきますようお願いします。

連絡先情報を入力後、クリック

登録

入力内容を確認する画面に移りますので、正しければ「調査票一覧へ」をクリックしてください。
(誤りがある場合は、「連絡先変更へ」をクリックして、必要な箇所を修正します。)

変更したパスワードを忘れてしまったら

ログイン画面の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワード（確認コード）はすべて半角で入力してください。

政府統計コード	必須	<input type="text"/>	□ 次回から入力省略
調査対象者ID	必須	<input type="text"/>	□ 次回から入力省略
パスワード (確認コード)	必須	<input type="text"/>	□ パスワードを表示する □ パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログイン

パスワード再発行画面になりますので、「パスワード再発行へ」をクリックします。

パスワードの再発行

パスワードの再発行

既に政府統計オンライン調査総合窓口へログインし、メールアドレスのご登録が完了している方は、パスワードを再発行することができます。
メールアドレスの登録が不要な統計調査やパスワード再発行が無効な統計調査の場合は、パスワードの再発行ができません。あらかじめ配布された説明資料に記載されている問い合わせ先へ連絡ください。

パスワード再発行へ クリック

政府統計コード、調査対象者 ID、連絡先情報で登録したメールアドレスを入力し、「再発行」をクリックします。登録したメールアドレスに新しいパスワードが届きますので、ログイン後、再度パスワードの変更（前ページ（3）参照）を行ってください。

パスワードの再発行

パスワードの再発行

再発行後のパスワードは、登録いただいたメールアドレスへ通知されますので、速やかにログインメールが届かない場合は、あらかじめ配布された説明資料のお問い合わせ先（統計調査個別連絡窓口）へ連絡ください。

政府統計コード	必須	<input type="text"/>
調査対象者ID	必須	<input type="text"/>
メールアドレス	必須	<input type="text"/> *登録いただいたメールアドレス

「8KN8」と入力するか、プルダウンから「社会教育調査」を選択してください。

通知された ID 及び登録したメールアドレスを入力してください。

クリック 再発行

※「連絡先情報」で誤ったメールアドレスを登録してしまい、メールが受信できない場合は、文部科学省ヘルプデスクにて初期化を行いますので御連絡ください（裏表紙参照）。

2 電子調査票の表示

(1) 「調査票一覧へ」をクリックすると調査票の一覧画面が現れます。回答する調査票の「電子調査票」欄をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口

QA よくあるご質問 | お問い合わせ | ヘルプ | ログアウト

オンライン調査トッピング

パスワード、連絡先情報を変更する場合はこちらをクリックします。

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項 +

社会教育調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み +

クリック

電子調査票 ?

令和6年度

□ 体育施設調査票

ファイル形式

提出期限

状況

回答日時

参考資料等

HTML形式

2024-12-31

未回答

(2) 電子調査票が表示されます。

(様式第7号)

統計法に基づく基幹統計調査

令和6年度 社会教育調査
体育施設調査票
(令和6年10月1日現在)

前回調査票参照

調査票の一覧へ 回答の一時保存 クリア ログアウト

1 施設の名称	2 施設の所在地	3 施設の長の氏名	4 取扱者氏名
虎ノ門市民体育馆	〒 902-0078 虎ノ門市字虎之門1227 電話 (098-853-0979)	文科 太郎	文科 花子

5 設置者	6 所管別	7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)	8 勤員数(人)
（「○」～「○」）を選択した場合は、該当生産者による指定管理の相手先を記入する。 （「○」～「○」）を選択した場合は、法人番号を記入する。 （「○」～「○」）を選択した場合は、法人番号を記入する。 ※ 設置者が「公立以外」の施設	（「○」～「○」）を選択した場合は、該当生産者による指定管理の相手先を記入する。 （「○」～「○」）を選択した場合は、法人番号を記入する。 （「○」～「○」）を選択した場合は、法人番号を記入する。 ※ 設置者が「公立以外」の施設	（「○」～「○」）を選択した場合は、該当生産者による指定管理の相手先を記入する。 （「○」～「○」）を選択した場合は、法人番号を記入する。 （「○」～「○」）を選択した場合は、法人番号を記入する。 ※ 設置者が「公立以外」の施設	区分 施設の長 指導係職員 その他

「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設の所在市（区）町村番号」及び連絡先情報で入力した「施設の長の氏名」「取扱者氏名」「電話番号」が表示されています。

指定管理者	男	□		
女	□			

3 データの入力

数値を入力する際は、キーボードの「Tab」キーを押すことで次の項目（横方向）へ移動できます。縦方向への移動はマウスを使ってください。

(様式第7号)
⑥統計法に基づく基幹統計調査

令和6年度 社会教育調査
体 育 施 設 調 査 票
(令和6年1月1日現在)

施設登録番号	教育委員会登録番号	担当整理番号
7	12	3000
道県の所在地	都道府県登録番号	施設の所在市(区)町村番号
	12	11

前回調査票参照 調査票の一覧へ 回答の一時保存 クリア ログアウト

1 施設の名称	2 施設の所在地	3 施設の長の氏名	4 取扱者氏名
虎ノ門市民体育館 (〒 902-0078) 電話 < 098-053-0979 >	虎ノ門市字幾名1227	文科 太郎	文科 花子

5 諸 所 在 地 6 所 在 別
(公立のみ)

※ 諸 所 在 地 6 所 在 別
(公立のみ)
「登録」「(2)」を選択した場合は、該欄の
(2)を選択した場合は、法人番号を
持つ法人を登録する場合です。
※ 諸 所 在 地 6 所 在 別
(公立以外)の施設は、9 (2) ~10, 11 (2)

※ 入力欄が緑色の項目は入力可能、灰色の項目は入力不可能を示します。ある項目に入力すると、それに関連する項目が入力不可能（灰色）から入力可能（緑色）に変わることがありますので、入力漏れがないように注意してください。

指定管理者	男	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	女	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 入力の途中で中断する場合

電子調査票の上部にある①「回答の一時保存」をクリックし、保存します。②「調査票の一覧へ」をクリックし、調査票の一覧画面に戻り、該当の調査票の「状況」が「一時保存済」になっていることを確認します。

② 調査票の一覧へ ① 回答の一時保存 クリア ログアウト

3 取扱者氏名
文部 花子
電話 < 03-5253-4111 >



政府統計オンライン調査総合窓口 よくあるご質問 お問い合わせ ヘルプ ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項 ●

社会教育調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み ●

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
令和6年度:	□ 体育施設調査票	HTML形式	2024-12-31	一時保存済		

重要！！

政府統計オンライン調査システムのセキュリティ設定上、**50分**以上システム画面上の操作を行わない、若しくは電子調査票の表示後**50分**以上経過した場合、政府統計オンライン調査システムとパソコンとの接続が切断されてしまいます。

接続が切断されると、入力した内容も消えてしましますので、こまめに回答の一時保存をするようにしてください。

※ 入力を再開する場合

調査票の一覧画面で、一時保存した調査票の「電子調査票」欄をクリックします。

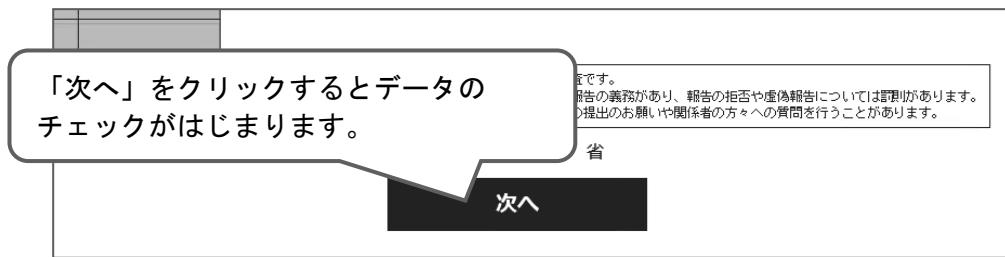
The screenshot shows the 'Survey List' page of the online survey system. At the top, there are navigation links: 'Home', 'Help', 'FAQ', 'Contact', and 'Logout'. Below that is a breadcrumb trail: 'Home > Survey List > Survey List'. A large speech bubble points to the 'Electronic Survey' column in the table below, with the word 'Click' inside it. The table has columns: 'Implementation Period', 'Survey Name' (with a circled 'Electronic Survey' button), 'File Format', 'Submission Deadline', 'Status', 'Submission Date', and 'Reference Materials'. One row shows 'Heisei 6 Year', 'Sports Facility Survey' (with the 'Electronic Survey' button circled), 'HTML format', '2024-12-31', 'Temporarily saved', and empty date and reference material fields.

回答状況画面が表示されますので「回答の再開」をクリックして回答を再開してください。

The screenshot shows the 'Answer Status' page. At the top, there are navigation links: 'Home', 'Help', 'FAQ', 'Contact', and 'Logout'. Below that is a breadcrumb trail: 'Home > Survey List > Answer Status'. A large speech bubble points to the 'Restart Answer' button in the table below, with the word 'Click' inside it. The table has columns: 'Survey Name', 'Implementation Period', 'Survey Status', and 'Submission Date'. One row shows 'Social Education Survey', 'Heisei 6 Year', 'Temporarily saved', and '2024-01-25 15:40'. Below the table are four buttons: 'New Response' (改为新規で回答する), 'Restart Answer' (一時保存済みの調査票の回答を再開する), 'Download' (回答内容をダウンロードする), and 'Return to Survey List' (調査票一覧へ戻る).

4 データのチェック

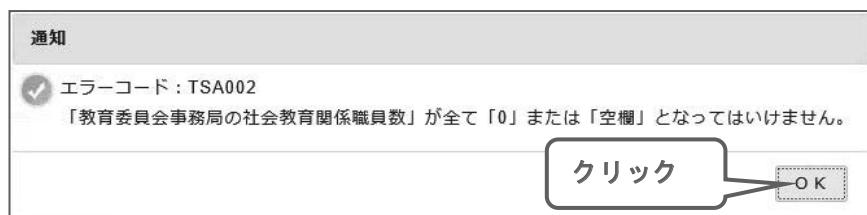
(1) 入力を終えたら、「次へ」ボタンをクリックします。その際に、入力したデータのエラーチェックが行われます。このチェックには時間がかかる場合があります。



(2) エラーがある場合はメッセージが表示されます。エラーには、次の2種類があります。

① 必ず修正することを要する「必須エラー」

- ・メッセージを確認後、「OK」をクリックし、通知ウインドウを閉じます。



・調査票をスクロールして（調査票の表示を上下に動かして）、該当箇所を探してください。修正が必要な箇所は、ピンクで色づけされています。

区分		課長		社会教育主事 うち社会教育主事の資格を有する者	社会教育主事補	派遣社会教育主事	その他の職員 (事務職員等)	うち社会教育主事の資格を有する職員	5. 社会教育委員	
専任	兼任	男	女						男	女
社会教育担当	専任	男	女							
	兼任	男	女							
	非常勤	男	女							

(フォーマット)

5. 社会教育委員
(1) 社会教育委員数 (人)
① 学校教育関係者
② 社会教育関係者
③ 家庭教育の向上に資する者
④ 宇識経験者
⑤ その他条例で定める者
①～⑤のうち、青少年に資する者
(2) 社会教育委員の会議 (回)

- ・修正が完了したら、再度「次へ」をクリックし、エラーチェックを行います。

② 入力誤りの可能性があるため確認を促す「ワーニングエラー」

- ・メッセージを確認します。



- ・調査票をスクロールして（調査票の表示を上下に動かして）、該当箇所を探してください。確認が必要な箇所は、**黄色**で色づけされています。項目によっては、該当箇所が確認ウインドウで隠れている場合もありますので、その場合は確認ウインドウを移動してください。

社会教育主事補	派遣社会教育主事	その他の職員 (事務職員等)
		うち社会教育主事の資格を有する職員
		2
		2
		2
		2
		2
		2
		2
		(スポーツ)

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数（人）

区分	男	女
① 学校教育関係者	1	
② 社会教育関係者		1
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者		
④ 学講経験者		1
⑤ その他条例で定める者		
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者		

(2) 社会教育委員の会議（令和5年度間の開催回数）

(確認の結果、修正が必要な場合)

- ・「**はい**」をクリックし、確認ウインドウを閉じます。該当箇所の修正が完了したら、再度「**次へ**」をクリックし、エラーチェックを行います。

(確認の結果、修正が必要な場合)

- ・「**いいえ**」をクリックしてください。引き続きエラーチェックが行われます。チェックは一行ずつ行うため、同じエラーが何度も表示される場合があります。
- ・前回の回答データと比較して大きく変動がある場合には、確認メッセージが表示されます。修正の必要がない場合には、「**いいえ**」をクリックして次に進み、エラーチェックが終わった後に表示される「エラーチェック番号リスト」に変動した理由を記入してください。



注意！

エラーコード : TSW901

社会教育関係職員数（人）のうち職員（男性）の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。変動した要因を入力して下さい。修正しますか？

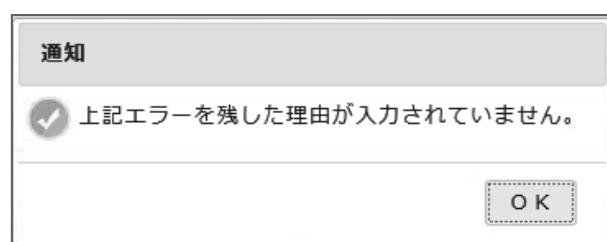
エラーチェック番号リスト

処理日	都道府県番号	教育委員会番号	教育委員会名	担当者名	Tel :
チェック番号	エラー内容				

TSW901 社会教育関係職員数（人）のうち職員（男性）の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。変動した要因を入力して下さい。修正しますか？

エラーを残した理由（変動した要因等）を記入してください。

- ・理由を記入せずに回答送信を行おうとすると、下記のメッセージが表示されます。エラーを残した場合には、必ずエラーチェック番号リストにその理由を**できるだけ具体的に**記入してください。



5 データの送信

(1) データチェックが終了したら（エラーを残す場合はエラーチェック番号リストに理由を記入したら）、「回答データ送信」をクリックします。「回答を送信します。」というメッセージが出ますので、「はい」をクリックします。

エラーチェック番号リスト

文部科学省／社会教育調査

処理日 郡道府県番号 教育委員会番号 教育委員会名 担当者名 Tel:

チェック番号	エラー内容
TSW901	社会教育関係職員数（人）のうち職員（男性）の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。
上記エラーを残した理由	異動のため変動があり、数字には間違いがない

戻る 回答データ送信 クリック

確認

Q 回答を送信します。
よろしいでしょうか？

はい いいえ クリック

政府統計オンライン調査総合窓口 よくあるご質問 お問い合わせ ヘルプ ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧 > 調査票回答の更新確認

調査票回答の更新確認

i この電子調査票は、2024年4月1日に回答を受け付けています。
現在の回答を更新する場合は、「更新」ボタンをクリックしてください。
更新を行わない場合には、「キャンセル」ボタンをクリックしてください。

更新 キャンセル クリック

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

(2) 受付状況画面が表示されます。終了する場合は「ログアウト」をクリックします。

調査票回答の受付状況

調査票回答の受付状況

統計調査名：社会教育調査
実施時期：令和6年度
調査票名：体育施設調査票
調査対象者ID：HLTS20230003
キー項目：
受付番号：001IE0734001
受付結果：調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

注意事項

回答状況の確認

- 回答いただいた調査票の状況を、上記「調査票回答の受付状況」で確認してください。
- ※ メールアドレスを登録していただいた方には、受付状況をお知らせするメールも送信しています。
- ※ 「受付番号」は調査票回答いただいた方となるものです。
- ※ 「受付結果」欄に、調査票回答が受け付けられたメッセージ以外が表示された場合で、内容がご不明な場合は「お問い合わせ」先にご連絡ください。

次の処理

- 下の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。
- ※ ログアウトした後、回答状況を確認する必要が生じた場合には、再度ログインし「調査票の一覧」画面で確認することができます。

アンケートについて

- 「アンケート回答へ」ボタンが表示されている場合は、アンケートにも協力をお願いいたします。

政府広報 アンケートはありません。

回答を終了する場合。

ログアウト

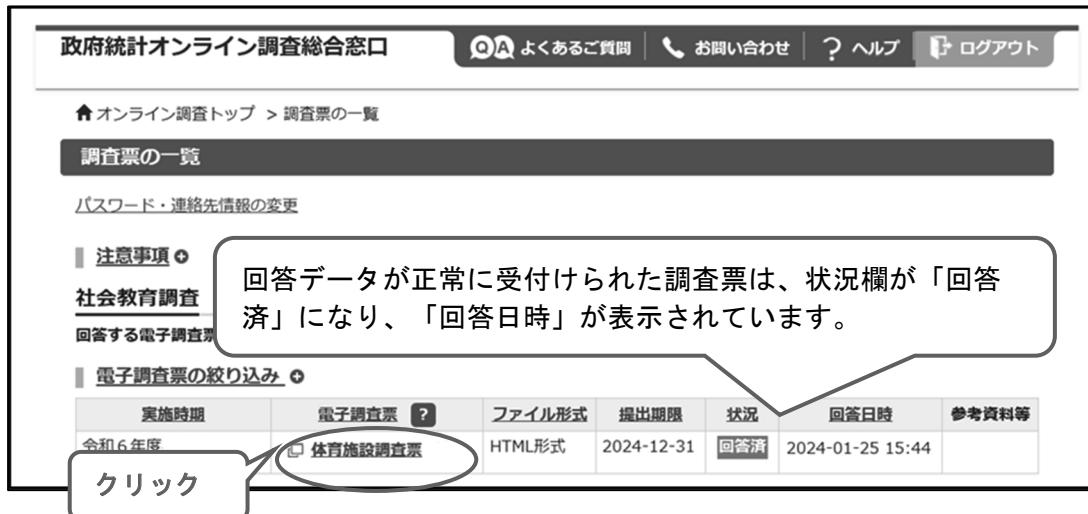
※「連絡先情報の登録」において設定いただいたメールアドレスにも、「調査票回答の受付状況」メールが届きます。

差出人 : online@e-stat.nstac.go.jp
件 名 : <オンライン調査システム>調査票回答の受付状況
本 文 : 統計調査名 : 社会教育調査
実施時期 : 令和6年度
調査票名 : 社会教育調査（体育施設調査票）
調査対象者 ID : HLTS20230003
キー項目 :
受付番号 : 001IE0734001
受付結果 : 調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

※本メールはシステムより自動送信されています。
返信はしないでください。
[MailID : 999999999999]

6 データの確認・修正

(1) 調査票の一覧画面で、回答済みの調査票の「電子調査票」欄をクリックします。



政府統計オンライン調査総合窓口

よくあるご質問 | お問い合わせ | ヘルプ | ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項

社会教育調査

回答する電子調査票

電子調査票の絞り込み

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
令和6年度	体育施設調査票	HTML形式	2024-12-31	回答済	2024-01-25 15:44	

クリック

回答データが正常に受け付けられた調査票は、状況欄が「回答済」になり、「回答日時」が表示されています。

(2) 回答状況画面が表示されますので、「回答確認・更新」をクリックして、調査票を開き、データを確認してください。修正する際には、データを修正後に、再度回答データ送信を行ってください。



政府統計オンライン調査総合窓口

よくあるご質問 | お問い合わせ | ヘルプ | ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧 > 回答状況

回答状況

統計調査名	社会教育調査
実施時期	令和6年度
調査票名	体育施設調査票
調査対象者ID	HLTS20230003

クリックすると、回答済みの調査票が開きます。

回答日時 : 2024-01-25 15:44

新規回答 改めて新規で回答する

回答確認・更新 回答済みの調査票を表示する

ダウンロード 回答内容をダウンロードする

調査票一覧へ 調査票一覧画面へ戻る

【電子調査票チェック事項一覧】

エラーには、エラーとワーニングの2種類があります。

- ・エラー：エラーコード「TSW」以外で始まるもの。誤った回答であり、修正の必要がある。

- ・ワーニング：エラーコード「TSW」で始まるもの。入力数値が誤りの可能性がある回答。

報告義務者において数値等に問題がないと判断した場合は修正の必要はない。

エラー コード	調査事項		審査事項	メッセージ
	項目名	審査条件		
TSH001	『5』 設置者		=1~11	「設置者」は【1都道府県～11個人】のいずれかを入力してください。
TSH013		「教育委員会番号」=1000	=1	「教育委員会番号」が「1000」ならば、「設置者」は「1」でなければいけません。
TSH014		「教育委員会番号」1桁目=2	=2 or 7~11	「教育委員会番号」の1桁目が「2」ならば、「設置者」は【2市（区）、7一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人～11個人】のいずれかでなければいけません。
TSH015		「教育委員会番号」1桁目=3	=3 or 7~11	「教育委員会番号」の1桁目が「3」ならば、「設置者」は【3町、7一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人～11個人】のいずれかでなければいけません。
TSH016		「教育委員会番号」1桁目=4	=4 or 7~11	「教育委員会番号」の1桁目が「4」ならば、「設置者」は【4村、7一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人～11個人】のいずれかでなければいけません。
TSH017		「教育委員会番号」1桁目=5	=5 or 7~11	「教育委員会番号」の1桁目が「5」ならば、「設置者」は【5組合、7一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人～11個人】のいずれかでなければいけません。
TSH018		「教育委員会番号」1桁目=6	=2 or 3 or 4 or 7~11	「教育委員会番号」の1桁目が「6」ならば、「設置者」は【2市（区）、3町、4村、7一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人～11個人】のいずれかでなければいけません。
TSH019		「教育委員会番号」=0000	=6	「教育委員会番号」が「0000」ならば、「設置者」は「6」でなければいけません。
TSH020		「施設整理番号」=11001～18999	=1～5	「施設整理番号」が【11001～18999】のいずれかならば、「設置者」は【1都道府県～5組合】のいずれかでなければいけません。
TSH021		「施設整理番号」=21001～28999	=6～11	「施設整理番号」が【21001～28999】のいずれかならば、「設置者」は【6独立行政法人～11個人】のいずれかでなければいけません。
TSH073	『5』 設置者 法人番号	「設置者」=1～5 or 11	=記入なし	「設置者」が【1～5】または「11」ならば、「法人番号」は「空欄」でなければいけません。
TSH074		「設置者」=6～9	<>記入なし	「設置者」が【6～9】ならば、「法人番号」に13桁の入力がなければいけません。
TSH022	『6』 所管別	「設置者」=1～5	=1 or 2	「設置者」が【1都道府県～5組合】ならば「所管別」は【1教育委員会、2地方公共団体の長】のいずれかでなければいけません。
TSH023		「設置者」=6～11	=記入なし	「設置者」が【6～11】ならば「所管別」は「空欄」でなければいけません。
TSW441	『7』 指定管理の相手先	「設置者」=1～5	<>2	「設置者」が【1都道府県～5組合】なのに「指定管理の相手先」が「2地方公共団体を指定」となっています。修正しますか？
TSH024		「設置者」=6～11	=記入なし	「設置者」が【6～11】ならば、「指定管理の相手先」は「空欄」でなければいけません。
TSW447	『8』 「専任」「男」「施設の長」～「指定管理者」「女」「その他の職員」		各項目が全て0または記入なしではない事	「職員数」が全て「0」または「空欄」となっています。入力漏れの可能性がありますが、修正しますか？
TSW442	『8』 「専任」「男」～「指定管理者」「女」の「施設の長」の合計		=1	「施設の長」の合計が「1」になっていません。修正しますか？
TSH026	『8』 「専任」「男」～「指定管理者」「女」の「指導系職員」の合計		≥『9』の「当該施設専属の者」の合計	「指導系職員」の合計は「施設・設備の状況」「当該施設専属の者」の合計と同じか、大きくなればいけません。
TSH071	『8』 「指定管理者」「男」「施設の長」～「指定管理者」「女」「その他の職員」の合計	「設置者」=1～5 and 「指定管理の相手先」=1 or 記入なし	=0 or 記入なし	「設置者」が【1～5】かつ「指定管理の相手先」が「1」または「空欄」ならば、「指定管理者」の職員数の合計は「0」または「空欄」でなければいけません。
TSW658	『8』 「指定管理者」「男」「施設の長」～「指定管理者」「女」「その他の職員」の合計	「設置者」=1～5 and 「指定管理の相手先」=2～7	≥1	「設置者」が【1～5】で「指定管理の相手先」が【2～7】なのに「指定管理者」の職員数の合計は「1」以上となっていました。修正しますか？
TSH004	『9』 「受動喫煙防止のための対策の方法」		=1～5	「施設・設備の状況」「受動喫煙防止のための対策の方法」は【1敷地内を禁煙としていること～5何ら措置を講じていないこと】のいずれかを入力してください。
TSH005	『9』 「コンピュータの導入状況」「インターネットに接続したコンピュータ」		=1 or 2	「施設・設備の状況」「コンピュータの導入状況」「インターネットに接続したコンピュータ」は【1有、2無】のいずれかを入力してください。
TSH080	『9』 PFI法による整備等	『7』 所管別(公立のみ)=0 or 記入なし	=0 or 記入なし	「所管別」が「0」または「空欄」ならば、「施設・設備の状況」「PFI法による整備等」は「0」または「空欄」でなければいけません。
TSH081	『9』 PFI法による整備等		=1 or 2	「施設・設備の状況」「PFI法による整備等(公立のみ)」は【1有、2無】のいずれかを入力してください。
TSH047	『9』 「施設の種類」「施設・設備の有無」「外国人向け表示」～「障害者用駐車場」		=1 or 2 or 記入なし	「施設・設備の状況」「施設の種類」「施設・設備の有無」は【1、2】のいずれかを入力するか「空欄」としてください。
TSH078	『9』 「種類番号18項目」～「種類番号27項目」	=99	99以外の施設種類が選択されていないこと	「種類番号」99を入力している場合、ほかの施設の種類を入力することはできません。

【令和3年度調査回答等の増減に係るチェック事項一覧】

令和3年度調査時の回答と比較して大幅な増減がある場合には下記のようなエラーメッセージが表示されます。回答を修正いただか、修正が不要である理由を御記入ください。

体育施設

質問番号	エラーメッセージ
H-1	設置者について前回調査の回答と異なります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-2	所管別について前回調査の回答と異なります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-3	指定管理者の相手先について前回調査の回答と異なります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-4	職員数(人)のうち職員(女性)の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-5	職員数(人)のうち専任職員の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-6	職員数(人)のうち兼任職員の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-7	職員数(人)のうち非常勤職員の人数の計が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-8	ボランティア登録数について、団体数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-9	ボランティア登録数について、登録者数(団体の男女及び個人の男女の合計)が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-10	事業実施状況について、事業(主催+共催)の実施件数(合計)が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-11	事業実施状況について、事業(主催+共催)の参加者数(合計)が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-12	民間社会教育事業者との連携・協力の状況で、事業を営利事業者と連携した件数が前回と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-13	民間社会教育事業者との連携・協力の状況で、事業を非営利事業者と連携した件数が前回と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-14	陸上競技場の箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-15	野球場・ソフトボール場の箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-16	球技場の箇所数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-17	多目的運動広場の箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-18	水泳プール(屋内)の箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-19	水泳プール(屋外)の箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-20	レジャープールの箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-21	体育館の箇所数もしくは年間利用者数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-22	柔道場の箇所数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-23	ゴルフ場の箇所数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)
H-24	キャンプ場の箇所数が前回調査と比べて±30%の変動があります。修正しますか？(修正しない場合は、変動した要因を入力してください)

7 政府統計オンライン調査システムの使用を取りやめる場合

回答データを送信後、政府統計オンライン調査システムの使用を取りやめ、紙の調査票で提出する場合は、下の様式を都道府県知事宛てに送付します。

※回答データを送信していない場合は、当該届出書は不要です。

令和　年　月　日

社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書

(報告者)

社会教育調査オンライン調査システム使用の廃止について

令和6年度社会教育調査における社会教育調査オンライン調査システムの使用を廃止したいので届け出ます。

記

所 在 地	(〒)
施 設 の 種 別	
施 設 整 理 番 号	
施 設 名 称	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

VI よくある質問集

1 オンライン関係

(1) 政府統計共同利用システム

問1 オンライン調査システムを使うと、どのようなメリットがあるのでしょうか？

答 ①作業の合理化が図られます

調査票の転写が不要で、郵送する必要もありません。また、いつでも入力できます。

②入力漏れや誤入力が減ります

電子調査票には、エラーチェックや自動計算機能がついているので入力漏れや誤入力を減らすことができます。

③提出後の問合せが減ります

教育委員会（国立及び独立行政法人の施設は文部科学省）からの問合せが減ります。

問2 オンライン調査システムは利用環境以外では使えないのでしょうか？

答 利用環境とは、文部科学省において動作確認ができる環境ということです。利用環境以外は文部科学省での動作確認ができないので、何かあった際の対応ができないことがあります。

また、利用環境以前のソフトウェアについては、メーカーによるサポート期間が終わっていてセキュリティ上問題があることが想定されます。該当ソフトウェアの更新をお勧めします。

(2) ログイン

問3 ログインができません。

答 次のことを確認してください。

・調査対象者IDとパスワードは正しく入力できていますか？

調査対象者IDとパスワードは半角英数字、大文字・小文字の区別があります。

大文字・小文字の切り替えは「Shift」キーを押しながら入力することで可能です（大文字を入力していれば小文字に、小文字を入力していれば大文字になります）。

直接入力してうまく行かない場合は、配布されたIDとパスワードを「メモ帳」や「Word」などに入力して、それをコピー&ペーストしてみてください。

・インターネットに接続していますか？

・ブラウザ（Edgeなど）の設定は適切ですか？

「政府統計オンライン調査総合窓口」の「よくあるご質問（FAQ）」（<https://www.e-survey.go.jp/faq>）の「2. ログインに関する質問」を参考に、設定を確認してください。

うまくいかない場合は、①再起動してみる、②別のパソコンで行ってみる、③調査対象施設のパソコン等を管理するシステム担当に設定を確認する、等をお試しください。

それでもうまくいかない場合には、文部科学省のヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、認証入力を5回間違えるとロックされ、操作を受け付けなくなりますので、10分ほど間をあけてから再度認証入力を行ってください。

問4 初回ログイン時には、パスワードは変更しなければいけないのでしょうか？

答 「成りすまし」等を防ぐために、必ずパスワードを変更していただくシステムになっています。

問5 パスワードの変更ができません。

答 変更後のパスワードは、

①8文字以上32文字以内

②アルファベットの大文字・小文字、数字それぞれを1文字以上含む文字列

③「Password1」「Japan123」「Windows1」など、意味を持つ文字列を含まない

必要があります。

また、確認のため、変更後のパスワードを「新パスワード（必須）」と「新パスワード（確認用）（必須）」両方の欄に入力する必要があります。入力したパスワードが2つの欄で異なっていないか確認してください。なお、最初に設定されたパスワードと同じものは使えません。

問6 パスワードは何回まで変更できるのでしょうか？

答 何回でも変更できます。変更したパスワードは忘れないようにメモに残しておいてください。

問7 変更したパスワードを忘れてしまいました。

答 ログイン画面の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックしてパスワードの再発行手続きを行ってください。ただし、連絡先で誤ったメールアドレスを登録してメールが受信できない場合は、文部科学省のヘルプデスクに御連絡ください。

問8 連絡先情報を間違えて登録してしまいました。

答 「ログイン」後に表示される「連絡先情報」の変更ボタンをクリックして修正してください。

問9 連絡先情報のメールアドレスを間違えて登録してしまいました。

答 メールアドレスを間違えると、システムからの「受付完了」メールが届きません。問8の手順で「連絡先情報」を修正してください。回答の受付状況は、システムからのメール以外に、システムにログインして「調査票の一覧」画面でも確認できます。

(3) 調査票の入力・回答送信

問10 電子調査票の入力欄の一部が灰色になっていて入力できません。

答 入力欄が緑色の項目は入力可能、灰色の項目は入力不可能です。ある項目に入力するとそれに関連して、入力不可能（灰色）から入力可能（緑色）に切り替わる場合があります。

問11 電子調査票の入力を中断したいです。

答 「回答の一時保存」ボタンをクリックして入力したデータを保存してください。なお、50分以上画面の操作を行わない、もしくは電子調査票の表示後50分以上経過した場合、システムとの接続が切れ、入力した内容が消えてしまいますので、こまめに保存するようにしてください。

問12 電子調査票の入力を再開したいです。

答 調査票の一覧画面で、一時保存した調査票の電子調査票欄（状況欄が「一時保存済」と表示されています）をクリックします。回答状況画面が表示されますので、「回答の再開」ボタンをクリックして、調査票を表示し、回答を再開してください。

問13 「次へ」ボタンを押したら、メッセージが出てきて、先に進めません。

答 出てきたメッセージはエラーチェックの結果が表示されたメッセージです。

エラーチェックの結果表示されるメッセージには、絶対に修正が必要な「エラー」と、確認のため表示される「ワーニング」と「令和3年度調査回答との増減に係るチェック」があります。

- ①エラーについては、内容を確認の上、「OK」ボタンを押してメッセージボックスを消して、修正をしてください。エラーが無くならない限り、回答データは送信できません。
- ②ワーニングについては、内容を確認の上、数値等に問題がなければ「いいえ」ボタンを押してメッセージボックスを消して次のエラーチェックに移ってください。エラーチェックは各回答欄ごとに行われるため、同じワーニングが何度も表示されることがあります。一つ一つのメッセージに「いいえ」を押してください。
- ③令和3年度調査回答との増減に係るチェックについては、内容を確認の上、修正する場合は「はい」を、修正しない場合は「いいえ」を押してください。「はい」を押した場合は、当該データを修正してください。「いいえ」を押した場合は、電子調査票の最終ページにある「エラーチェック番号リスト」にエラーを残した理由を記載してください。

問14 回答した内容を修正したいです。

答 調査票の一覧画面で、回答済みの調査票の電子調査票欄（状況欄が「回答済」と表示されています）をクリックします。回答状況画面が表示されますので、「回答データ確認・更新」ボタンをクリックして、調査票を表示し、データを修正後、再度回答データ送信を行ってください。

2 紙の調査票の記入・提出方法

問15 紙の調査票については、2部提出ですが、1部はコピーでもかまわないでしょうか？

答 それで構いませんが、2部ともコピーは不可です。

問16 調査票を紙で提出する場合、「ペン書き」ではなく「鉛筆書き」でもよいでしょうか？

答 鉛筆で構いませんが、はっきりと読みやすい字で記入するようにしてください。

3 調査対象について

問17 教育委員会所管の体育センターは調査対象となりますか？

答 体育センターについては「体育施設調査」の対象となります。

問18 県立の運動公園内に市立の体育施設が存在しますが、それぞれ別の施設として調査対象とするべきでしょうか？

答 設置者が異なるので、別の施設として調査対象とします。

問19 町立の体育施設が民間に移管された場合の修正方法はどのようにしたらよいのでしょうか？
(電子調査票上で正しい設置者を選ぶことができません。)

答 設定されている教育委員会番号及び施設整理番号は、該当施設の設置者を反映しています。(社会体育施設(施設整理番号:11001~18999)は公立、民間体育施設(施設整理番号:21001~28999)は私立)
設置者の修正を行うためには施設整理番号の修正が必要となるため、調査を依頼した教育委員会に連絡をして修正し、新しいID・PWを入手してください。

問20 民間体育施設の調査の範囲に含まれる事業所はすべて調査対象となりますか？

答 全て調査対象となります。

問21 調査票が送付されてきましたが、該当する体育施設を所有していません。回答が必要ですか？

答 調査の範囲に含まれるので、回答が必要です。1~5、8に回答の上、9(1)に「99 施設保有なし」と回答してください。11(1)は空欄でも回答可能です。

問22 調査票がクラブチームに送られてきました。主に選手の練習施設として利用する体育館等を所有している場合、「一般の利用に供する目的の施設」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。その場合、調査対象となりますか？

答 調査の範囲に含まれるので、回答が必要です。ただし、「一般の利用に供」していない状態であれば、社会教育施設ではないため、1~5、8に回答の上、9(1)に「99 施設保有なし」と回答してください。11(1)は空欄でも回答可能です。

問23 実際は誰でも利用できるが、設置条例上は「湾岸労働従事者の福利厚生のため」など利用者の範囲が限定されている施設については、調査対象となりますか？

答 運用上「一般の利用に供」している状態であれば、調査対象となります。

問24 生涯学習センターなどの社会教育調査において対象となっている施設に附属する運動場についても、体育施設調査の対象となりますか？

答 社会教育調査の対象施設に附属する体育施設については、体育施設調査の対象外とします。

問25 社会教育調査の対象でない施設に附属する運動場は、体育施設調査の対象となりますか？

答 社会教育調査の対象外施設に附属する体育施設については、体育施設調査の対象とします。

問26 つり堀や観光用の遊歩道については調査対象となりますか？

答 スポーツ施設とは見なさないので調査対象外とします。

問27 ゲームセンターなどの建物の中にバッティングセンターが設置されているところがあるが、当該バッティングセンターを調査対象とするのでしょうか？

答 遊戯施設内に併設するバッティングセンターについては対象外とします。

問28 バッティングセンター（単独施設）は体育施設調査の対象となりますか？調査対象であれば、どの程度の規模からが対象となるのでしょうか？

答 対象とします。体育施設の種類コードは「53：その他」とします。規模については不問です。

問29 ボクシングジムは体育施設調査の対象となるのでしょうか？

答 対象とします。体育施設の種類コードは「53：その他」とします。規模については不問です。

問30 夏季はプール、冬季はスケート場として使用している施設はどう取扱うのでしょうか？

答 いずれも主たる目的であり、開設期間も明確に区別されているのであれば、それぞれの施設について記入します。なお、多種の目的に使用されており、開設期間等が明確に区別されていない場合には主たる目的によって該当区分に一括して記入します。

問31 令和6年10月1日現在休館している施設についても、調査票の提出が必要でしょうか？

答 令和6年10月1日現在、休館中の施設であっても、公立で条例にて設置されていることになっている施設は「調査対象」とします。その場合は休館や建替え中などの事情があっても調査の対象です。私立の施設についても記入可能な場合は調査対象とします。なお、前年度も休館中で事業を行っていない場合の事業実施状況については、該当項目入力なしで提出してください。

問32 運動広場で土地の面積が900m²しかないのですが、調査対象に入りますか？

答 一般的の利用に供する目的で設置されたスポーツ施設であれば調査対象になります。9(1)で「54 該当する施設はあるが、規模を満たしていない」を選んでください。

問33 職員数について実数と定員との間に齟齬がある場合、どちらを計上すべきでしょうか？

答 原則は発令によりますが、発令がない施設（私立など）は、実数によって計上してください。

問34 職員数について、産休・育休中の者は計上しますか？

答 育休は休職に含め、計上しません。産休は（通常であれば）特別休暇なので計上します。

問35 職員数について、手引の説明では発令されている者とありますが、私立の施設においては何をもって発令とすればいいのでしょうか？

答 職員として職務があり、給与が支払われている状況があれば、計上してください。

問36 施設の長が指導系職員も兼ねている場合、どのように計上したらいいのでしょうか？

答 施設の長について、指導系職員かどうかは調査していませんので、施設の長として計上します。結果として当該施設に指導系職員が0人という計上になってしまっても問題ありません。指導系職員の欄は内数ではありませんので、職員数の欄の数値の合計が当該施設の職員数の合計となります。

問37 非常勤職員の定義を教えてください。

答 以下の例のような、令和6年10月1日現在で非常勤職員としての雇用契約（辞令又は発令）がある者をいいます。ただし、ボランティアは含みません。

- ① 勤務態様が常勤職員（正社員）に準ずる者。
- ② 一週間の所定労働時間が同一の事業所（施設）に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者（いわゆる「パート・タイム」）。
- ③ 1～2ヶ月程度の繁忙期に限定して雇用される者。
- ④ 嘱託等1年契約により雇用されており、週に数回勤務を要する者。

問38 職員数について、指定管理者ではなく、委託契約で施設の運営等を任せている場合はどのように計上すればいいのでしょうか？

答 委託契約により当該施設で勤務する職員については、非常勤欄に計上してください。

問39 資格検定を施設で実施した場合は「事業実施状況」に記入の必要はあるのでしょうか？

答 資格検定は本調査の「事業」に該当しませんので「事業実施状況」に記入の必要はありません。

問40 事業の実施要項には当該施設が共催であることは明記されていませんが、実態は各種団体との共催となっており、施設で事業の企画・運営を行っています。このような事業を「事業実施状況」の調査対象に含めるのでしょうか？

答 調査対象とします。名目上は共催となっていなくても、実態として企画・運営しているのであれば、当該施設の事業とみなします。

問41 事業の実施件数・受講者数などの数え方についてよく分かりません。

答 以下に例をあげて説明します。

- (例) ・5回シリーズの「健康づくり講座」を春と秋に開催。
・春の講座の各回受講者数は、1回目30人・2回目29人・3回目28人・4回目25人・5回目24人。
・秋の講座の各回受講者数は、1回目19人・2回目20人・3回目17人・4回目15人・5回目14人。

⇒ ○実施件数：2件
春で1件・秋で1件の合計2件とカウントする。全5回×2=10回とはしない。
○受講者数：春の講座の受講者数（30人）+秋の講座の受講者数（20人）=50人。
春の講座の受講者数は、受講者数が一番多かった1回目の30人とし、秋の講座の受講者数は、2回目の20人とする。一回ごとの受講者数の合計ではない。

問42 事業の実施件数は「同じ内容のものでも異なる時期に実施したものはそれぞれ1件とします」とあります。このときの「異なる時期」とは何を指すのでしょうか？

答 同じ内容の講座でも違う受講者向けに実施したものはそれぞれ1件と計上してください。

問43 空手道場等で通常行う指導は、「事業実施状況」の「スポーツ教室」に該当しますか？

答 ここでいう事業とは、主に定期的ではなく、都度企画されるものをいい、年間を通じて日常的に行われているものは、実態として件数を把握するのは不可能なため含めません。

VII 調査票

令和6年度社会教育調査 体施設調査票

令和6年10月1日現在

※該当する番号または記号を○で埋め、必要な場合は数値等を記入してください。

(様式第7号)
◎統計法に基づく基幹統計調査

- (注) 1. りょうか枠内には数字を右詰めで記入します。
例えば「[35]」は 35 と記入する。
2. 次にない欄は空欄(無記入)とし、「0」は記入しません。

1 施設の名称	2 施設の所在地	3 施設の長の氏名	4 施設者氏名
下 (In)	- - -		

5 施設の属性		6 所管別 (公立の施設のみ回答)		7 指定管理者の相手先 (公立の施設のみ回答)		8 動員数(人)	
(会社)	会社名	会社名	会社名	区分	施設の長	指導係職員	その他の職員
1 都道府県	6 独立行政法人	8 会 社	1 教育委員会	1 管理者の指定無し	専任 男		
2 市(区)	7 一般社団法人・一般財團法人・公益財團法人	9 その他の法人	2 地方公共団体の長	2 地方公共団体を指定	専任 女		
3 町	法人大・公益財團法人	10 任意団体	3 地域による団体(自治区、町内会等)を指定	3 地域による団体(自治区、町内会等)を指定	兼任 男		
4 村	法人大・公益財團法人	11 個 人	4 一般社団法人・一般財團法人・公益財團法人・公益会社を指定	4 一般社団法人・一般財團法人・公益財團法人・公益会社を指定	兼任 女		
5 組 合			5 会社を指定	5 会社を指定	非常勤 男		
			6 NPO法人を指定	6 NPO法人を指定	非常勤 女		
			7 その他を指定	7 その他を指定	指定管理者 男		
					指定管理者 女		

* 施設者が(公立以外)の施設は、裏面の9(2)～10、11(2)～12は回答不要です。

9 施設・設備の状況

(1)施設の種類

種類	種類番号	施設の種類及び箇所数			指導係職員の状況	施設の開設状況(令和5年度用)		施設設備の有無 (* 有は1、無は2を記入)	
		規模1	規模2	規模3		複数施設	複数施設の者を兼任する者(人)		
陸上競技場	01							外 国人向け表示	スロープ
野球場・ソフトボール場	02							障害者用	障
球技場	03							車椅子用	ローブ
多目的運動広場	04							点字による案内	ベビートラック
水泳プール(屋内)	05								エレベーター
水泳プール(屋外)	06								駐車場
シャーベール	07								
体育館	09								
柔道場	10								
剣道場	11								
柔道道場	12								
庭球場(屋外)	15								
庭球場(屋内)	16								
弓道場	21								
トレーニング場	30								
ゴルフ場	35								
キャンプ場	43								

以下、上記以外の施設を記入

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために実施されるもので、施設の運営のための調査です。この調査の対象となった施設の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施には、資料の提出の必要がある場合には、資料の提出の費用(調べる関係者の方々への賃金)を行なうことがあります。

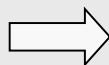
裏面に続く

令和6年度 社会教育調査 問合せ先

1. 調査の内容に関するご質問



- ・兼任職員、非常勤職員の定義とは何ですか？
- ・時期によって開館時間が変更する場合の記入方法は？



「令和6年度社会教育調査の手引」を御確認の上、お問い合わせください。

- (1)独立行政法人立の体育施設の場合 ⇒ 文部科学省
- (2)都道府県立の体育施設の場合 ⇒ 都道府県教育委員会
- (3)市町村立、私立の体育施設の場合 ⇒ 市町村教育委員会

2. 政府統計オンライン調査システムに関するご質問



文部科学省ヘルプデスク にお問い合わせください。

【ヘルプデスク運用期間及び受付時間】

令和6年10月1日(火)～12月10日(火)
土・日・祝日を除く 9:30～12:00, 13:00～18:15

【連絡先】

電話番号: 050-3504-1560

E-Mail: mext_onlinehelpdesk@imagination.co.jp

【よくある質問】

- ・変更後のパスワードを忘れてしまいました。

→13ページの手順に従って、パスワードを初期化してください。なお、「連絡先情報」で誤ったメールアドレスを登録して、メールが受信出来ない場合には、パスワードを初期化したい旨と下記の情報をメールでヘルプデスクまでお知らせください。

- ・回答を送信しましたが、回答データ受付後のメールが届きません。

→メールアドレスが誤っているか、パソコンのセキュリティ上メールを受け付けない設定になっている可能性があります。調査票の一覧画面の「パスワード・連絡先情報の変更」からメールアドレスを変更してください。

なお、調査票の一覧画面において、「状況」が「回答済」になっていれば回答が受け付けられています。また、回答状況画面において、「回答データ確認・更新」をクリックすることで送信した内容を御確認いただけます。詳しくは21ページを御確認ください。

ヘルプデスクにお問い合わせの際には、最初に以下のことをお伝えください。

- ① 調査名「社会教育調査」
- ② 都道府県名
- ③ 体育施設調査の対象施設であること
- ④ 調査対象者ID
- ⑤ 施設名